

地域を支える介護施設等事業者の皆様を応援します！



令和7年度 山形県

介護施設等に対する サービス継続支援事業費

補助金

(食材料費補助) のご案内

食材料費等への
支援です

受給には
申請手続きが
必要です



申請受付期間

令和8年 1月26日(月) ▶ 令和8年 2月13日(金)

山形県では、食事を提供する必要がある介護施設等が、物価上昇といった厳しい経営環境の中でも必要な介護サービスを継続して提供できるよう、**食材料の購入費等に対する支援を行うことを目的**とし、県内で対象施設等を運営するものに対し補助金を交付します。

概算払請求書と
実績報告書の
提出が必要です

申請等の流れ

1/26～2/13

3月上旬頃

～3/11頃まで

3月下旬頃

事業完了後速やかに

県に補助金を申請

県から交付決定通知
の郵送

県に概算払請求書
を提出

県から補助金の支払い

県に実績報告書を提出
(領収書等の添付が必要です)

申請方法は
チラシ裏面を
チェック！

※「山形県高齢者施設等物価高騰対策支援金」と異なり、交付決定後に概算払請求書と実績報告書(領収書等添付)の提出が必要です。

問い合わせ・申請書提出先

山形県介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金事務局

県事業受託者：株式会社日専連ライフサービス

コールセンター

050-5865-0539

受付時間
平日9:00～17:00

※土日・祝祭日を除く ※1/26(月)から開設

事務局
ホームページは
こちらから



<https://yamagata-kaigo-shisetsu.jp/>

支給対象者

令和7年12月1日現在において、下記表の第1欄に掲げる対象施設等を県内で運営する者。

対象施設及び基準額

1 対象施設等	2 基準額	3 補助対象経費
■ 介護老人福祉施設 ■ 地域密着型介護老人福祉施設 ■ 介護老人保健施設 ■ 介護医療院 ■ 養護老人ホーム ■ 軽費老人ホーム ■ 短期入所生活介護事業所	12,000円 ／定員 ※ 定員は令和7年4月1日現在のものとし、同日以降に開設した施設等については、開設時の定員を適用する。	・食材料費 ・委託料 ・その他 これらに類する経費 ※ 消費税及び地方消費税に係る経費は補助対象外とする。

申請方法

「振込先が分かる書類(預金通帳等)の写し」をご準備いただき、右の二次元コードの申請フォームより申請ください。

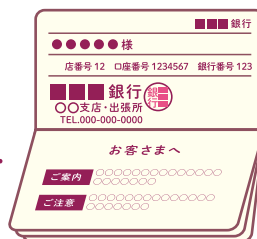
※通帳表紙と裏の見開き(カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分)の写しをご準備ください。

※補助金交付決定通知は、申請のあった法人単位での通知となりますので、ご了承ください。



(表紙)

+



(1~2ページ見開き)

24時間
受付可能で便利!

申請フォームからの
手続きが便利です



フォームからの申請以外を
ご希望の方は問い合わせ番号
までご連絡ください。

050-5865-0539

受付時間 平日9:00~17:00
※土日・祝祭日を除く